

保健だより 4月号

令和6年4月9日

東京都立東久留米特別支援学校

校長 守屋 光輝

養護教諭 平良・榎本

御入学・御進級おめでとうございます。

新学期を迎え、希望や決意の気持ちがあわいてきていることと思います。
保健室からは、毎月健康情報や保健行事を発信していきます。一年間、
どうぞよろしくお願いいたします。



新高2・新高3の保護者の方へ保健関係書類の提出について

定期健康診断が始まります。保健関係書類の提出は、本日までとなっております。御提出がまだの方は担任へ御提出をお願いいたします。①～②は全員提出です。③～⑤は対象者のみが提出です。

【全員提出書類】（職能開発科・普通科）

- ① 保健調査票
- ② 心臓検診調査票

※「主治医の意見書」が未提出の方で、御提出が遅くなる場合は、担任まで連絡してください。

【対象者のみ提出書類】（普通科）

- ③ 「医薬品の使用依頼書」⇒学校で薬が必要な場合
※昼食時の薬がある生徒は、給食開始日（4月9日）には薬と一緒に必ず提出してください。
- ④ 「（災害時）予備薬添付カード」と薬⇒学校で災害時用の服薬の保管を希望する場合
- ⑤ 「緊急時の坐薬使用に関する依頼書」と坐薬⇒主治医から緊急時の坐薬の使用が指示されている場合

4月の保健行事

日にち	保健行事	対象者	時間
10日（水）	身体計測	普通科	9:00～
11日（木）	尿検査（1回目）	全学年	9:30までに保健室
	聴力検査	1・3年生	11:00～
12日（金）	尿検査（1回目予備）	未提出者（予備日）	9:30までに保健室
	身体測定	職能開発科	10:00～
15日（月）	内科健診	全学年	9:30～
	聴力検査	1・3年生欠席者（予備日）	13:30～
16日（火）	視力検査	全学年	9:00～
17日（水）	耳鼻科健診	全学年	10:50～
18日（木）	視力検査	欠席者（予備日）	9:00～
19日（金）	精神科相談	希望者	13:30～16:30
23日（火）	眼科健診	1・3年生	9:00～
25日（木）	心電図・胸部レントゲン	1年生・その他対象者	9:00～

※精神科相談を御希望の方は、17日（水）までに担任に連絡帳等で御連絡ください。

相談時間は、30分～1時間程度です。原則として、教員が同席いたします。希望者が多い場合には、翌月以降等で調整させていただくこともありますので、御了承ください。

学校医・薬剤師の先生方

内科：檜垣 学 先生（黒目川診療所）
眼科：清水 盛充 先生（清水眼科医院）
精神科：落 裕太 先生（久留米ヶ丘病院）
耳鼻科：中村 秀伊 先生（耳鼻咽喉科なかむらクリニック）
歯科：町田 哲 先生（地連歯科診療所）
薬剤師：白井 直美 先生（学校薬剤師）



水泳指導前の検診について

内科健診、眼科健診、耳鼻科健診、腎臓検診（尿検査）で要受診となった場合は、水泳指導前までに必ず病院を受診し、水泳指導参加の可否を御確認ください。※水泳指導開始日・・・6月3日（月）

未受診の場合は、水泳指導に参加することができません。内科、眼科、耳鼻科、腎臓検査（尿検査）などを受けていない場合も水泳指導に参加することができませんので、御了承ください。

昨年度からマル青医療証の開始により注意点があります！

スポーツ振興センター災害共済給付について御確認ください

令和5年度より高校生等医療費助成事業（以下、マル青）が開始され、高校生の医療費負担が軽減されることとなりました。スポーツ振興センター（以下、センター）の加入については、マル青医療証の受給を受けていても可能です。

センター災害給付は、各種医療保険の自己負担額（3割）とお見舞金（1割）が給付されるもので、実際に支払った医療費より多くの金額が戻ってくるようになっております。また、センター加入生徒が学校管理下の災害で医療機関を受診した際は、センター災害給付をマル青に優先して利用するよう東京都教育委員会より通知が出ております。ただし、治るまでにかかった医療費総額が5,000円以上（3割負担で1,500円以上）の場合がセンター災害給付の対象となっており、それに満たない少額の治療にとどまった場合は給付を受けることができません。

したがって、ある程度の医療費がかかったり、複数回通院が続くなどする見通しがある場合は特にセンター災害給付の積極的な御利用をおすすめしていますが、実際にはケースバイケースで、学校管理下の災害の場合にもマル青医療証の利用を検討されることもあるかと思えます。センターの加入者であっても、その都度の利用は保護者の方の任意となりますので、マル青医療証の使用を制限するものではありません。

ただし、マル青医療証を利用した場合、センター災害給付との併用はできません。（マル青医療証を提示し医療費助成を受けた上で、センター災害給付も満額受給するということとはできません）

スポーツ振興センターの利用をお考えの場合は窓口でマル青医療証は提示せず、一旦医療保険での自己負担額をお支払いいただいて、学校への書類の提出等必要な手続きの後にセンターからの災害給付を受給してください。

※新1年生で御提出いただいたスポーツ振興センターの加入同意書について、同意・非同意を変更されたい御家庭はお早めに保健室までお申し出ください。